令和5年11月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月28日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社旅友（法人番号：7040001050232）　代表者　中村　宣弘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県八街市文違301-3032 （東京営業所）　東京都町田市鶴間8-10-3サンハイツ東名202
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年12月13日及び令和4年12月27日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年11月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月28日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社旅友（法人番号：7040001050232）　代表者　中村　宣弘
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　千葉県八街市文違301-3032 （神奈川営業所）神奈川県横浜市緑区長津田町4397-4
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　60日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和4年12月13日及び令和4年12月27日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　6点 当該事業者の累積点数　12点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年11月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月28日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社ティ・エス交通（法人番号：4050002004429）　代表者　岩淵　優
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県水戸市平須町1241-1 （本社営業所）茨城県水戸市平須町字向井1241-1
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　100日車
（５）主な違反の条項	道路運送法第20条
（６）違反行為の概要	令和5年1月18日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　10点 当該事業者の累積点数　10点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和5年11月28日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和5年11月28日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社新日本観光自動車（法人番号：9011801014880）　代表者　佐久間　洋行
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都足立区谷在家3-7-14 （足立営業所）東京都足立区加賀1-12-5
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	令和5年4月20日及び令和5年5月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)